

総合型確定給付企業年金基金における 会計の正確性の確保について

0. 合意された手続の検討経緯

合意された手続導入検討の経緯

検討の経緯

資本関係等のない複数事業主設立の総合型確定給付企業年金基金(以下:総合型DB基金)では、自らの掛金拠出分が他の事業所分と混在するため、各事業所では、基金全体の会計の正確性の把握が困難である。

これまで社会保障審議会企業年金部会では、議論の整理(平成27年1月)において、「財務情報の信頼性向上のため、公認会計士等の外部の専門家による監査を活用することも考えられる」とされていたが、その後、会計監査の導入には相当のコストを要することを考慮し、合意された手続(Agreed Upon Procedures(以下:AUP))の導入を検討することとなった。

- 企業年金部会では、企業年金のガバナンスに関し、①組織・行為準則、②監査、③資産運用ルール、④加入者への情報開示を取り上げ、議論の整理を行った。
- この中で、DBの組織に関しては運営が適切に行われるための基本的な仕組みが定められ、権限と責任分担の仕組みは一定の整備が行われているとされたものの、残された課題として以下の点が指摘されている。
 - 複数の事業主で構成されるDBで、適正な運営が難しい状況を抱えたものについてガバナンスを重点的に強化すべき
 - 公認会計士等の監査の活用
(コストの観点から、複数事業主で実施するなど利害関係者の多い基金等に对象を絞るほか、上場企業に求められる法定監査との重複を避ける配慮が必要)
 - 資産運用委員会の設置の促進
 - 資産運用ルールの見直し
 - 資産運用に関する開示の充実

* 事務局の責任で抜粋したもの

○森戸部会長代理(第13回企業年金部会平成26年12月15日)

実は規約型か基金型かではなくて、企業単独でやっているか、企業が集まっているかで、その政策の枠組みというか、ガバナンスの問題も考えてやらなければいけないのではないか。これは、要するに厚年基金の教訓もあると思うのです。企業が、特にグループ会社とか子会社でもないところが集まってやると、運営においてなかなかガバナンスが効きづらくなるのだというのは教訓としてもありますので、単独企業でやっているのか、そうでなくて集まってやっているのかというところでのめり張りは必要な気がしますが、今の法令上、基金型か規約型かというのは実はそんなに違いないのではないか。…一例で言うと、理事の専門性、専門家を入れたほうがいいのではないかというのも、この流れでいくと、単独の企業でやっている場合には、自分の会社のことだよねと言って、一生懸命言わなくてもやるから余り問題はないのかと。むしろ、先ほどと同じ話ですけれども、幾つかの企業が集まってやっているようなところには、専門家とかを入れて、よりガバナンスをきかせるというのが必要なのかもしれない。

○臼杵委員(第13回企業年金部会平成26年12月15日)

複数事業主と単独事業主で大分違うのかという点は、厚年基金の例などでもそのように思います。もちろん、連合型という親子とかグループの年金もあるので、そこをどう考えるかというのがあるかもしれません。けれども、単独事業主であれば、自分の会社のことなので、そういう意味でかなり労使による牽制が働くというところはあると思います。おかしなことをすれば、それは当然そのポジションからいなくならざるを得ないですから、そういう意味でも牽制が働くのに対して、複数事業主は往々にしてチェックが働きにく이나というのがあって、基金・規約というよりも、そこで分けるというのも1つの考え方かと思います。

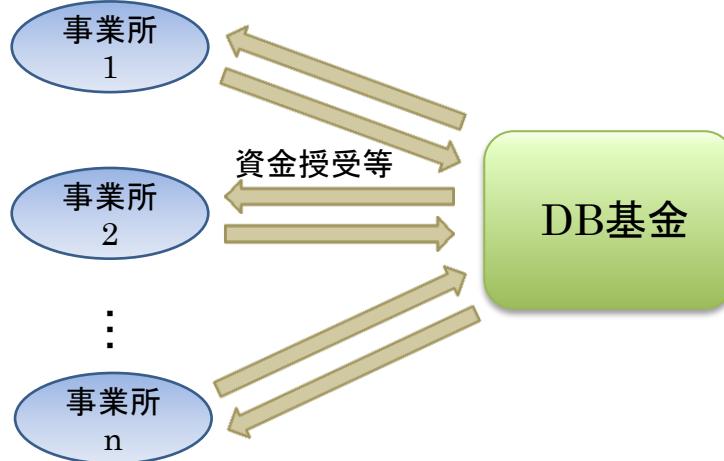
○山本委員(第14回企業年金部会平成26年12月25日)

公認会計士の監査を義務化するといった問題がございましたけれども、いいかげんな運営がなされないようにするチェック機能は重要だと思いますが、一企業で全部負担するのではなく、例えば公的な機関も活用して、複数の事業者たちが少人数の公認会計士を共有化できるような仕組みなど、経費的な過負担が発生しない方法を考えるなど、ガバナンスにかかるコスト低減についても、十分御配慮が必要。

総合型DB基金における会計の正確性に関する問題点

- 資本関係等のない複数事業主設立のDB基金では、自らの拠出分が他の事業所分と混在するため、各事業所では基金全体の会計の正確性の確認が困難である。

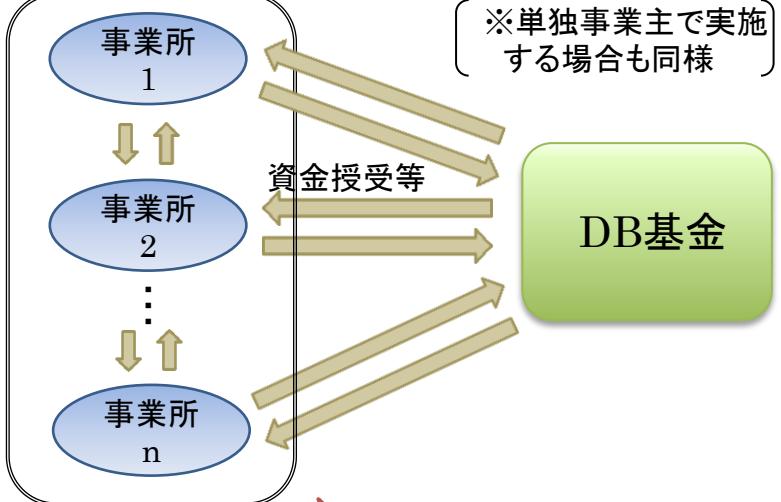
資本関係等がない複数事業主設立のDB基金の場合



資本的・人的な
結びつきのない
複数企業

自らの拠出分が他
の事業所分と混在す
るため、各事業所では
基金全体の会計の
正確性の確認は困難。

子会社・関連会社等による複数事業主設立*のDB基金の場合



資本的・人的な結
びつきがある企業
グループとして業績
報告や納税を行う。

企業グループとして
財務諸表が把握でき
るため、各事業所は基
金全体の会計の不正に
気づきやすい。

(参考) 企業年金の決算書類と退職給付会計の項目比較

企業年金の決算書類	退職給付会計
・純資産	・年金資産(期首、期末)
・掛金等収入	・掛金拠出額
・給付費	・給付支払額
【使用せず ←】	・期待運用収益 ・年金資産に係る数理上の差異
・受換金等、・脱退一時金相当額受入金、 ・移換金、・運用収益、・運用損失、 ・運用報酬等、・業務委託費、 ・特別収入、・特別支出、 ・受入金、・繰入金	【→ 使用せず】
【使用せず ←】	・退職給付債務(期首、期末) ・勤務費用、・利息費用 ・退職給付債務に係る数理上の差異
・責任準備金	【→ 使用せず】

年金数理人の確認対象

会計監査の対象

公認会計士による「合意された手続業務（AUP）」の活用可能性について

- 公認会計士が行う業務には、公認会計士が財務情報の適正性を保証する「会計監査」の他に、「合意された手続業務（AUP）」がある。
- 費用の面等から、「合意された手続業務（AUP）」を総合型D B基金において活用することが考えられる。

(参考 「会計監査」と「合意された手続業務（AUP）」の違い)

会計監査	合意された手続業務（AUP）
<ul style="list-style-type: none">・ 公認会計士が、財務情報の適正性を判断するために十分かつ適切な証拠入手することができるよう監査計画を作成し、・ 財務情報の適正性を保証する。・ 比較的費用が高い。	<ul style="list-style-type: none">・ 公認会計士と依頼者の間で、確認する具体的な事項とその方法について合意し、・ その結果得られた事実についてのみ報告を行う。・ 比較的安価で実施できる。

- 企業年金部会の議論の整理では、「財務情報の信頼性向上のため、公認会計士等の外部の専門家による監査を活用することも考えられる」とされた一方で、相当のコストを要することから、対象を絞るなどの配慮が必要とされている。
- 単独事業主で設立されている単独型DB基金及び税務・会計上連結対象となるようなグループ企業の複数事業主で設立されている連合型DB基金の場合には、各事業主においてDB基金の会計上の不正を一定程度把握することが可能と考えられることから、事業主の受けた会計監査の対象にDB基金が含まれるのであれば、更にDB基金を対象とする監査を義務づける必要はないのではないか。
- また、資本関係や人的関係がない複数事業主で設立されている総合型DB基金の場合には、他の事業主の拠出分等を確認できないため、DB基金全体での会計の不正を各事業主が把握することは困難であり、外部の専門家による会計監査を実施することによる効果は一定程度あると考えられる。今後、この効果がコストに見合っているか考慮しつつ、導入について検討してはどうか。
- この場合、問題が生じた場合の影響の大きさの観点から、例えば資産規模が一定以上の基金に限ることも考えられるがどうか。

(参考)第17回の企業年金部会の議論〔会計監査関係〕

* 事務局の責任で抜粋したもの

○山本委員

公認会計士を全部つけなければいけないということになってしまいますと、それは書いていないのですけれども、通常の一般社団とか一般財団などでもみんな公認会計士がやっているわけではないけれども、代議員会で承認するときにも、やはり監査役の承認のあるものが代議員で承認されるというステップをとっていかないと、結局、代議員会で多数決でオーケーが出ましたよということになっていても、そこの会計に関する監査というものは全く別の目できちっと見られ…、その上で代議員会が判定をしていくということにしておかないといけないのではないかと思います。

その辺は、公認会計士にかかわらず、監査ということをきちっと入れておきませんと、特にファンドなんかに委託しますと、その中身がどうなっているかというのはわからないまま、運用しているから大丈夫だと思っていることが、実際に帳簿と合わせたら中身がないということもないと見えないので、そう考えても、やはりガバナンスはやらなければいけない。何を申し上げたいかと言いますと、やらなければいけないけれども、これからの中企業もこういう流れに乗つていくためには、過大な負担のない状況で、しかもガバナンスがとれていくというありようをぜひ模索をしていただきたい。

○白波瀬委員

(会計監査について)「資産規模が一定以上の基金に限る」ということですけれども、どちらかといふと小さいところのほうが不安定要素が大きく、これは入れるか入れないかのゼロか100にすることへの危険もあると思いますので、それはもしかしたらチェックをするやり方自体を柔軟化させるというか、規模にかかわらず監査は入れていただくけれども、監査自体のやり方をもう少し柔軟化するというか、負担との関係でせめぎ合いがあるというのはわかるのですけれども、ただ入れないというのは、小さいほど不安定要素が大きいので、ちょっと危険がある。

○森戸部会長代理

全体の方向としては、もちろん細かい点を詰めなければいけないと思いますが、こういう方向でよろしいかなと思います。幾つかコメントですが、1つは総合型DBに関しては、総合型の厚年基金で、別にいいことではないのですけれども、いろいろ問題があって、つまりガバナンスが欠如していていろいろな問題が起きたのではないかという、いわば実例をいっぱい私たちは知っているわけで、それを参考にといいますか、余り関係が薄い、同じ業界だったはずなのですけれども、そういう形でもみんなで集まってやると、どんなことが起きてしまうかもしれないかというのは一応わかっている点もありますので、率直に言えば、抜け方、やめ方、そのときのお金の問題というのが最後に必ずそこでもめるわけですけれども、何がもめるかというのは大体わかっているので、そういうのをお手本にしてといいますか、今後同じような問題にならないように、総合型DBのガバナンスのあり方、規制のあり方を考えしていくということが大事だらうと思います。

- 企業年金部会の議論の整理では、「財務情報の信頼性向上のため、公認会計士等の外部の専門家による監査を活用することも考えられる」とされた一方で、相当のコストを要することから、対象を絞るなどの配慮が必要とされている。
- 単独事業主で設立されている単独型DB基金及び税務・会計上連結対象となるようなグループ企業の複数事業主で設立されている連合型DB基金の場合には、各事業主においてDB基金の会計上の不正を一定程度把握することが可能と考えられることから、事業主の受けた会計監査の対象にDB基金が含まれるのであれば、更にDB基金を対象とする監査を義務づける必要はないのではないか。
- また、資本関係や人的関係がない複数事業主で設立されている総合型DB基金の場合には、他の事業主の拠出分等を確認できないため、DB基金全体での会計の不正を各事業主が把握することは困難であり、外部の専門家による会計監査を実施することによる効果は一定程度あると考えられる。
- この場合、問題が生じた場合の影響の大きさの観点から、例えば資産規模が一定以上の基金に限ることも考えられるがどうか。
また、監査の対象範囲について、厳正な確認が必要な分野(例えば資産額、業務経理)とするなどの検討を行ってはどうか。
なお、その際には基金ごとの事業状況(例えば保有資産の内容)の違いに留意し、効果やコストも踏まえる必要があると考えられる。

(参考)第18回の企業年金部会の議論〔会計監査関係〕

* 事務局の責任で抜粋したもの

○伊藤委員

会計監査のところは、余りに厳しい考え方をして普及しないということも問題があると思いますので、コストに見合った観点からの検討をしていく必要があると思っております。したがって、どのようなレベルの監査をやると、どれくらいの費用がかかるのかというようなこともお示しいただきたい。また、あわせて監事監査による内部監査の実効性を高めるという面も必要だと思っております。

○和田委員

結局のところ、こうした会計監査を行うということは、AIJ事件を含めたいろいろな不祥事があつて、それに対する牽制ということで、こういう監査を入れてやってはどうかということだと思います。企業年金の使命といいますか、約定した給付を払うためには適正な年金数理に従つた掛金をきちんと納めていただくということが必要という中で、過去の年金基金をめぐる不祥事といいますか、そういったようなことを考えてまいりますと、AIJ事件については金融当局のほうで再発防止等の策が既にかなりとられており、また、厚生労働省でもこの対応策を設けておられるところであります。そこはもう少しやらないといけないとは思うのですけれども、過去の事例を振り返りますと、やはり掛金の横領や、業務経理における同じようなことが起こっていたのではないかと思います。

最も重要なのは、掛金はやはり金額的にも大きいということもあって、ここをしっかりと押さえておく必要があるのではないかと思いまして、…企業年金の決算書類に対する専門家による監査のあり方の中で…例えはということで申し上げますと、…純資産のところを監査対象とするという形で監査の範囲を考えるというのも一つの考え方としてあり得るのかなと思います。純資産というところで見ますと、これは必然的に純資産を計算するためには流動資産、流動負債のところも当然チェックしなければいけないということでございまして、流動資産の中には未収掛金や預貯金といった科目がありまして、こここのところが一つ、過去の事例で問題があった点だろうと思います。そういったところも含めての純資産というようなところ。それから、できれば掛金等収入、給付費が適切に収納または支出されているかというようなところまで見てあれば、大体、過去に起こったような不祥事の部分はある程度牽制できるのではないかと思うわけあります。

そういうところも踏まえて、…費用対効果も十分考えていただきながら、最も適切なチェックの仕方というものを御検討いただけるだと私は感じましたので、ぜひ、その方向で具体的な対応策を詰めていただければと思います。私からは以上です。

(参考) 会計の正確性の確保に関する論点

(第19回社会保障審議会企業年金部会平成29年6月30日資料)

- 総合型DB基金の会計の正確性の確保のためには、公認会計士による本格的な会計監査を導入することが有効と考えられる。
- しかし、現時点において、総合型DB基金において本格的な会計監査を導入することはコストの面から困難であると考えられることから、まずは、総合型DB基金の監事監査に帯同する等の形で公認会計士による合意された手続(AUP)を導入し、総合型DBにおける内部統制の向上を図ることとしてはどうか。
- また、その際、規模の小さな総合型DB基金への負担も考慮して、
 - ・ 一定規模以上の総合型DB基金(貸借対照表(年金経理)の資産総額が20億円超)について、会計監査又は公認会計士による合意された手続(AUP)を受けることとする
 - ・ それ以外の総合型DB基金については、将来の会計監査等の導入を見据えて内部統制の向上を図るため、専門家(公認会計士・年金数理人等)による支援を受けることが望ましいとしてはどうか。
- 公認会計士による合意された手続(AUP)の着眼点、基準等の手続の詳細については、公認会計士協会、厚生労働省及び総合型DB基金関係者が連携しながら検討することとしてはどうか。
- 上記の取組により総合型DB基金の内部統制の向上を図ることで、総合型DB基金における本格的な会計監査の導入を目指してはどうか。

(参考) 第19回の企業年金部会の議論〔会計の正確性の確保①〕

* 事務局の責任で抜粋したもの

○和田委員

総合型DBの会計の正確性の確保に関してでございますけれども、こちらの論点の中で一つ教えていただきたいのは、AUPという手続で対応した場合に、どれぐらいのコストがかかるのかという水準感が、この資料の中ではわからなかつたので教えていただければということがあります。

また、31ページの3つ目の○の、規模の小さな総合型DB基金への負担も考慮してという中で、1つ目のポツなのですけれども、貸借対照表の資産総額が20億円超ということで、…(中略)… 20億円というのは例示で出されております社会福祉法人を参照されたのかなと思うのですが、基金と社会福祉法人とは事業の内容も形態もちょっと違うのかなと私は思っております。…(中略)… 20というのは少し小さ過ぎるのかなと思います。これもちょっと感覚的な話になってしまいますが、資産総額100億円超でもいいのではないかと少し考えた次第です。というのは、AUPのコストの水準感がわからないので何とも言えない部分があるのですけれども、業務経理で賄えるかどうかというところ、それは先ほどのモデルの基金のところの事業規模なども見ていただくと、何となくイメージが湧くのではないかと思いましすし、仮に年金経理から必要経費という形で業務経理に繰り入れを行うとした場合であっても、20億ではなかなかコストをカバーしていくには厳しいのかなと。100億あれば、ある程度年金経理からの繰り入れという形でもカバーできるのではないかと考える次第です。

○村瀬オブザーバー

AUPに対して、いろいろなところと、年金関係者も入れた上で考え方をまとめるということになっておりますけれども、これについてはぜひお願いしたいと思います。したがいまして、実施対応の規模の問題だとか、手続業務の問題、あとはAUPの金額の問題が見えない中で、なかなかこれは議論ができないのではなかろうかと思う次第でございます。

(参考) 第19回の企業年金部会の議論〔会計の正確性の確保②〕

* 事務局の責任で抜粋したもの

○伊藤委員

監査のほうなのですけれども、皆様おっしゃっているように、AUPに関する費用が出ないと何とも判断がつかないと思っています。このAUPなるものがどのように実効性が確保できるのかがよく見えておりませんで、公認会計士協会で検討してもらったルールみたいなものができたとして、これがどう正確性の確保を担保するものなのか。たとえば、地方厚生局が監査するときの監査基準になるのだということなのかを確認させてもらいたいと思います。

その上で、これについては受給権を保護するという観点で重要だと思っていますので、31ページの一番下の○には、本格的な導入を目指してはと書いてありますが、将来的に全ての基金において、きちんとした監査的なものが行われることの道筋をきちんとつけていくことが重要だと思います。

○神野部会長

御意見を伺って、本日御提案いただいた内容についてはほぼ御同意いただいた上で、種々の観点から御要望とか御忠告を賜ったというのが私の印象でございます。

本日、いただいた御要望、御意見を事務局といいましょうか、今後、ガバナンスの改善に向けた措置として御検討いただくことを要請した上で、本日は御提案いただいた内容をこの部会として御承認いただければと思っています。

それでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

それでは、そのようにさせていただきますので、事務局にはそうしたことで御検討を進めていただくとともに、適切な制度化をお願いしたいと思います。

【補足】会計の正確性に関する基金型と規約型の相違点

規約型



- 労使と合意した年金規約に基づき、事業主が主体となり制度運営が行われる。事業主は、信託会社又は生命保険会社と契約を締結し、母体企業の外で年金資産を管理・運用し、年金給付を行う。
- 事業主は、年金資産等に関する会計情報を通常、監査等(*)を受けている信託会社又は生命保険会社から直接入手する。

(*)財務諸表の監査、財務報告に係る内部統制の監査、受託業務に係る内部統制の保証報告書(監査・保証実務委員会実務指針第86号「受託業務に係る内部統制の保証報告書」、米国基準及び国際基準で作成されたものも含む)の証明業務等

基金型

※ 単独型・連合型と総合型の相違は次頁参照

事業主

掛金拠出

企業年金基金

契約

信託会社
または
生命保険会社

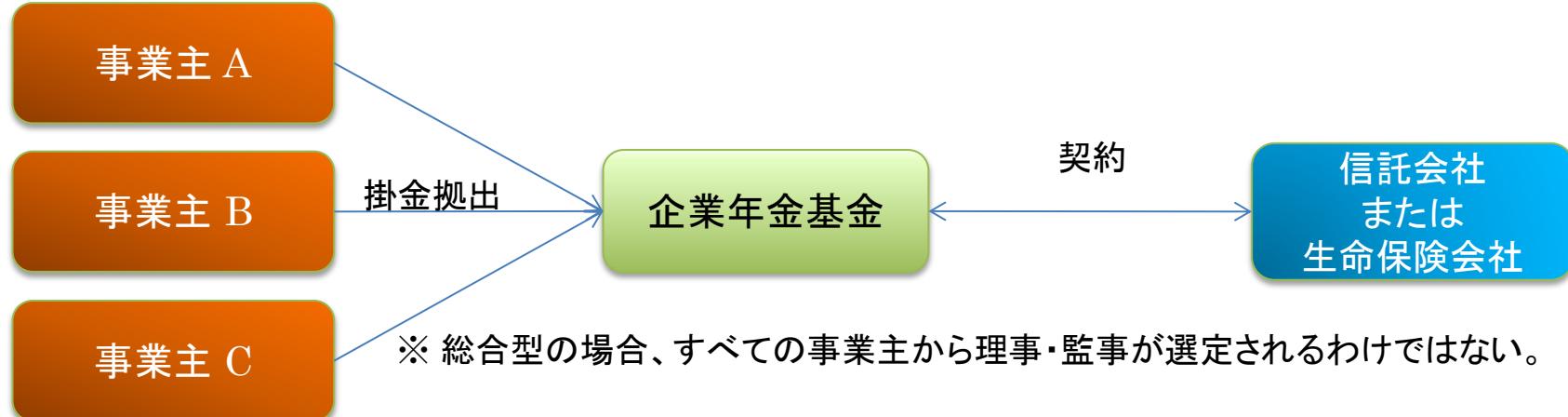
- 母体企業から独立した法人である企業年金基金において制度運営が行われる。企業年金基金において年金資産の管理・運用や年金給付が行われる。
- 事業主は、企業年金基金から、年金資産等に関する会計情報を入手することになるが、企業年金基金では外部の第三者による監査等は義務づけられていない。

【補足】会計の正確性に関する基金型の特徴(単独型・連合型と総合型)

単独型・連合型



総合型



- 単独型又は連合型基金の場合は、事業主(グループの場合も含む)が自らの人事制度の一環として、自らが選定した役員を自社の企業年金の業務運営に従事させることから、他社の企業年金も扱う総合型基金に比して不正や誤りに気づきやすい。
- 単独型又は連合型基金の場合、事業主は、企業年金からの給付等の全てを退職給付会計に反映させるなどから、企業年金基金の不適正会計は直接的に母体企業の経営や評価に影響を及ぼす。

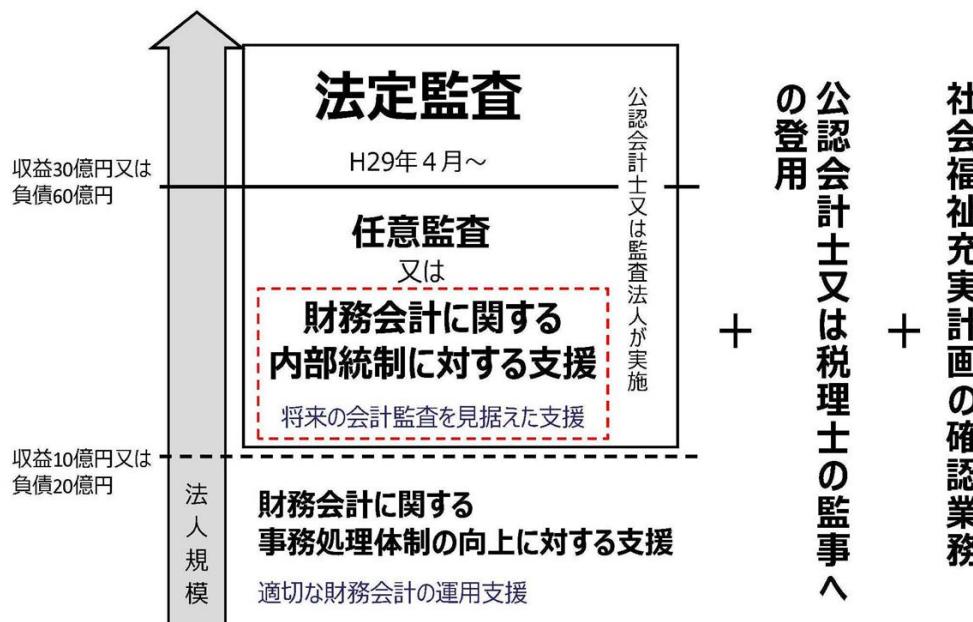
【補足】合意された手続を導入する基金の規模について

- 社会福祉法人においては、負債20億円以上の法人に対して段階的に「会計監査」を義務づけることとしている。
- 加入者及び受給者の給付の責任を直接負っている総合型DB基金においては、監査を義務付けられるこれらの法人と同様に社会的な責任を負っていることから、外部専門家による会計に関する確認が必要であると考えられるが、現時点において本格的な「会計監査」を導入することはコストの面から困難であると考えられることから、資産20億円以上の基金について「合意された手続」を導入することとする。

(参考)社会福祉法人における会計監査の対象範囲

社会福祉法人に対して公認会計士が行い得る業務

参考資料



1. 導入を検討している合意された手続

合意された手続業務とは

公認会計士等による合意された手続業務(AUP)

公認会計士等と総合型DB基金の間で、確認する具体的な事項とその方法について合意し、その結果得られた事実についてのみ報告を行うもの。

AUPは、業務の特質上、『××は適正かどうか確認する。』、『××が妥当な権限のもとで承認されているか確認する。』などのように「適正」または「妥当」等の主観的な評価を要する手続には馴染まず、『××と○○が一致していることを確認する。』、『××について△△課長または○○理事の承認を得ていることを確認する』などの客観的に判断できる手続を実施するものである。

導入を検討している手続内容

具体的手続は、AUP実施者(公認会計士等)とAUP依頼者(総合型DB)が個々の契約で定めることとなるが、今般の総合型DB基金での実施に際しては、最低限実施すべきチェックポイントを設けることとする。

具体的な合意された手続業務(イメージ)

【預金残高の合意された手続(イメージ)】

チェックポイント	合意された手続	公認会計士等からの結果報告
金融機関等の発行した書類(預金通帳、残高証明、取引明細等)と会計帳簿の残高は一致しているか。	各銀行口座の預金通帳及び銀行残高証明書と(〇〇基金の)預金残高明細に記載されている各銀行の口座ごとの残高が一致していることを確認する。	【残高が一致する場合の記載例】各銀行口座の預金通帳及び銀行残高証明書と預金残高明細に記載されている各銀行の口座ごとの残高は、一致した。

【信託資産残高の合意された手続 – 投資一任契約を締結している場合(イメージ)】

チェックポイント	合意された手続	公認会計士等からの結果報告
資産管理運用機関からの報告書と、年金基金会計帳簿との一致を確かめる。	年度末の信託資産明細上の各契約ごとの残高、投資一任契約を締結している資産管理運用機関の運用報告書及び(資産管理会社としての)資産管理運用機関の信託レポート上の純資産額が一致していることを確認する。	【残高が一致する場合の記載例】年度末の信託資産明細上の各契約ごとの残高、運用報告書及び信託レポート上の純資産額は一致した。 【残高が不一致の場合の記載例】年度末の信託資産明細上の各契約ごとの残高と資産管理運用機関の信託レポート上の純資産額は一致した。なお、投資一任契約を締結している資産管理運用機関の年度末の運用報告書の純資産額とは、×××円の差異が発生していた(*)。

(*)使用する時価の種類(取引所が異なるまたは価格提供者が異なる等)によっては、残高が不一致となることも想定されることから、不一致の場合、別途不一致理由について、AUPを実施するまたは不一致の理由を提出していただく等の対応を検討する必要がある。

2. AUPを導入した場合のメリット

公認会計士によるAUPを導入するメリット

公認会計士によるAUPを導入するメリット

総合型DB基金が重要と考える事項について、会計監査の専門家である公認会計士から、質の高い手続による確認を得ることが可能。

具体的には、以下のような効果が期待される。

- **外部の第三者により検証・確認がなされることによる誤謬や不正の防止** (P24参照)
公認会計士によって検証・確認が行われることにより基金担当者の緊張感が醸成されるとともに誤謬(誤り)や不正の防止に寄与する。
- **専門家による検証・確認が行われるため、信頼度等が向上** (P25参照)
合意した手続の結果により、総合型DB基金で実施した作業結果の信頼度が(直接的または間接的に)向上するとともに事業主や加入者の安心感も高まる。
- **AUPに関する内部統制の適正化** (P26参照)
総合型DB基金では、業務の多くが外部委託されているが、例えば、事業主からの掛金や加入者情報等の受託機関等への送付、加入者情報に基づく給付指示、業務経理に関する事項などは、総合型DB基金が自ら内部統制を整備する必要があり、当該内部統制の改善につながる。

その他、以下のようなメリットも考えられる。

- **監事監査にあたり重要事項に係る手続の代替が可能**
監事が公認会計士の実施したAUPの結果を自らの監査に利用するとすれば、監事は会計以外の分野の確認に注力でき、より総合的な見地から職務を遂行できる。

AUP実施者について

AUPの実施者

今回のAUPは、会計の正確性の確保のために実施するものであり、手続の実施にあたっては、ヒアリングするなどして各基金の事務フロー等の実態を把握し、突合するべき帳簿を特定するなど具体的な手続を検討・作成する必要があることから、会計の専門的知識や監査の経験等が必要になる。そのため、AUP実施者は原則、公認会計士又は監査法人(以下:公認会計士等)とし、公認会計士等と同等水準で業務を遂行できる場合に限り公認会計士等以外の者でも実施可能とする。

同等水準とは

公認会計士等が日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会 専門業務実務指針4400 「合意された手続業務に関する実務指針」(以下:実務指針)(*1)に従い業務を実施した場合と同等水準を意味しており、例えば以下のような要件が必要。

- 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく財務諸表の監査、同条第2項に規定に基づく財務報告に係る内部統制の監査及び会社法第436条第2項第1号の規定に基づく計算書類の監査又はこれに準ずる任意監査等(*2)に関する実務経験を有すること
- 実務指針を熟知し、その内容を受託者に的確に説明でき、実務指針に準じて手続を実施できること
- 監査の手法(例えば残高確認状の送付手続や監査サンプリングの理論・手法)に精通していること

(*1) 今後、日本公認会計士協会によって公表する指針等のうち、年金基金のAUPに関する指針を含む。

現在の指針には以下の項目などが規定されている。

・誠実性、公正性、守秘義務等の倫理に関する事項、・業務計画に関する事項、・手続及び証拠に関する事項、・実施結果報告書において記載すべき事項、・手続実施時に検出された情報矛盾に関する取扱い、・実施結果報告書の基礎となる証拠を文書化した調書に関する事項などが規定されている。

(*2) 監査役監査及び監事監査を含まない。

AUPを実施する公認会計士の要件

業務上の判断に不当な影響を与える利益相反を回避し、公正性を担保するため、AUP実施者は、当該基金の理事又は職員ではないこととする。なお、監事が公認会計士である場合は、法令諸規則(公認会計士法令及び公認会計士協会が公表する会則、その他倫理規程等)に従って実施の可否を判断することとなる。

AUPを導入した場合のメリット①

公認会計士等

より緊張感をもつて仕事ができる！

外部の第三者による検証・確認



誤謬や
不正防止！

外部の第三者によって検証または確認がなされる。

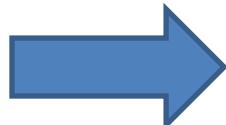
⇒基金担当者等の緊張感を醸成するとともに、
誤謬(誤り)や不正の発生を防止。

年金基金の担当者等の緊張感を醸成するとともに、
誤謬(誤り)や不正発生を防止。

AUPを導入した場合のメリット②

加入事業所の方々により信頼してもらいたい。自分達の仕事が正確なことを立証したい。

正しくできているのか外部の専門家に確認してもらう！



公認会計士等



合意した手続の結果に信頼性が付与される。

⇒外部の専門家に確認してもらうことによって総合型DB基金で実施した作業結果の信頼性が向上するとともに、事業主及び加入者の安心感も向上。



外部の専門家に確認してもらうことで事業主及び加入者の安心感が醸成される。

※特に事業主は未収、未払について関心が高いと考えられることから、公認会計士のチェックは事業主の理解を得る上で有効

AUPを導入した場合のメリット③

公認会計士等



内部統制の不備等が改善され、不正や誤謬の生じにくい体制が構築される。

3. AUPの対象範囲と進め方

AUP導入の進め方

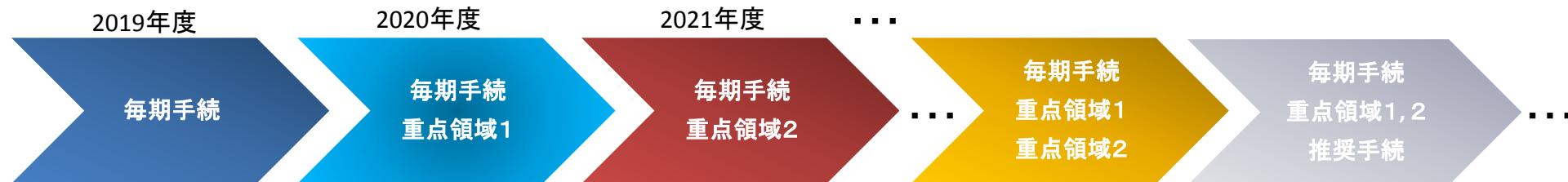
AUPの対象範囲

会計の正確性の確保の観点から必要となる重要な手続をAUPの対象とする。

AUP導入の進め方

AUPの対象範囲のすべてを一時に導入すると、総合型DB基金にとって大きな負担増となる懸念があることから、激変緩和のため、毎期に必ず実施する手續と各年度の重点領域を設け、複数年かけて手續を実施する。

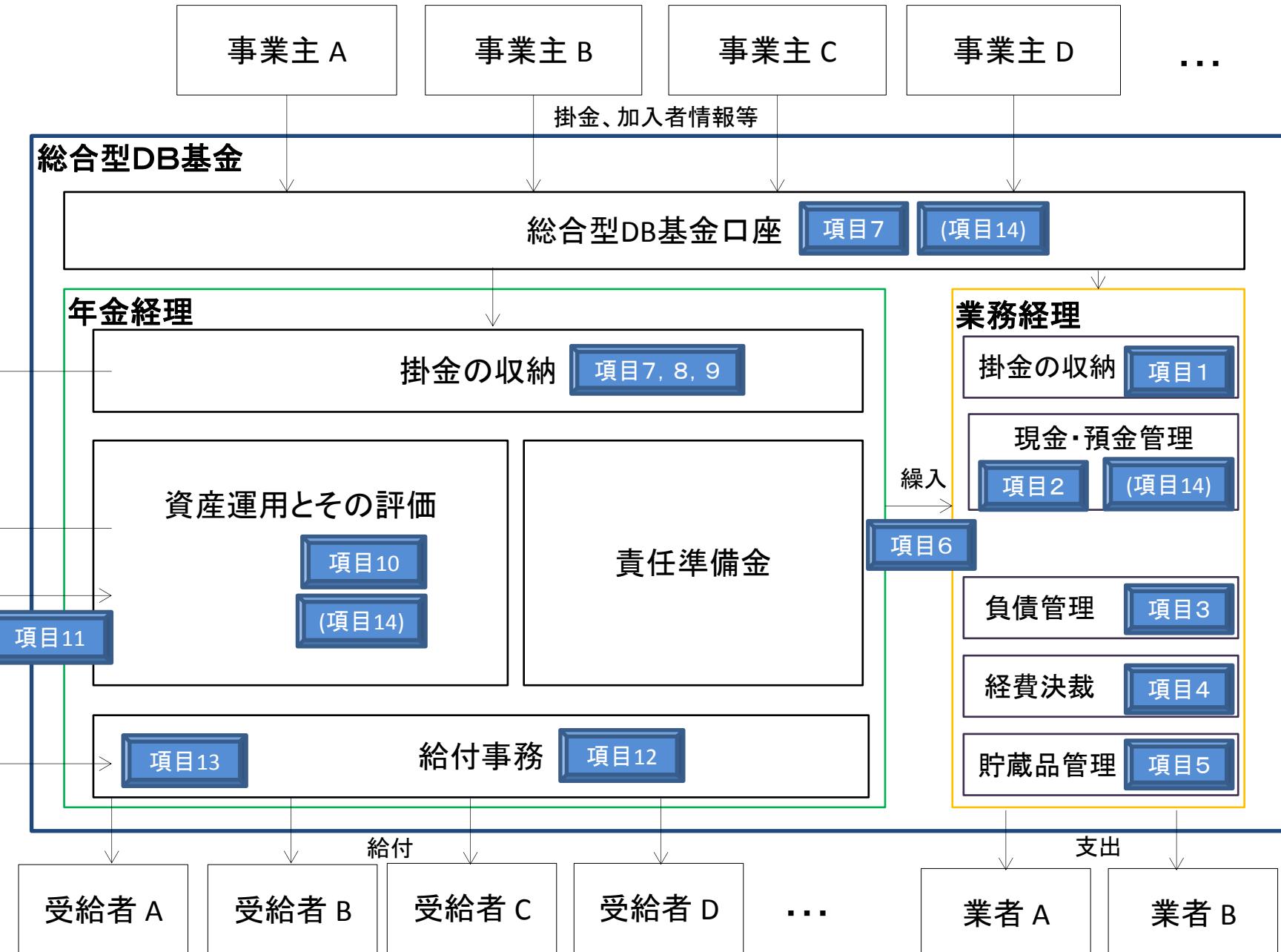
【進め方イメージ】



* 毎期手續：毎期に必ず実施する手續

* 重点領域：ローテーションで実施する手續

総合型DB 基金の事務の流れとAUPの確認項目



(注)項目番号はP30～P36の項目番号に対応。

AUPの対象範囲と確認の趣旨①

* 每期手続：毎期に必ず実施する手続 **毎**

* 重点領域：ローテーションで実施する手続 **重**

* サンプリング：手続の対象となる母集団の数が多く、サンプリングによりサンプルを抽出予定の手続

SAMP

【毎期手続又は重点領域】

業務経理関係

項目	チェックポイント	確認の趣旨
1. (事務費)未収掛金及び掛金収入の正確性の確認	1-1 月計表、勘定元帳、債権管理簿の未収掛金の勘定残高は一致しているか。 重 1-2 掛金収入のうち、事務費掛金は業務経理に記帳され、正確に記帳されているか。 重	未収掛金を利用して掛金を流用することを防止し、牽制するため確認が必要。また、資金移動のタイミングを利用して資金を流用していないかの確認を補完するため確認が必要。
2. 現金・預金残高の正確性と網羅性の確認	2-1 現金の手許残高と帳簿残高は一致しているか。 毎 2-2 金融機関等の発行した書類(預金通帳、残高証明、取引明細等)と会計帳簿の残高は一致しているか。 毎	現金及び預金が使い込み(流用)されていないか、または記帳が誤っていないかの確認が必要。
3. 預り金、引当金、未払金、未払業務委託費、借入金等(その他)の負債の正確性と網羅性の確認	3-1 月計表、勘定元帳、補助簿の勘定残高は一致しているか。 重	負債を利用した不正な財務報告(本来認識すべき費用を認識せず、負債を計上しない等)を防止・牽制するため確認が必要。

AUPの対象範囲と確認の趣旨②

【毎期手続又は重点領域】

業務経理関係(続き)

項目	チェックポイント	確認の趣旨
4. 経費承認の内部統制の整備・運用状況の確認 SAMP	4-1 費用を計上する振替伝票は、納品書、請求書等の証憑書類に基づき作成されているか。 重 4-2 費用の計上日はその発生日となっているか。 重 4-3 全ての経費は基金が定めた決裁区分による決裁を受けているか。 毎	基金担当者が適切な承認なく、自由に経費を使用できてしまうことを防止・牽制するため確認が必要。
5. 貯蔵品(切手、印紙等)管理の適切性と記帳の正確性と網羅性	5-1 貯蔵品管理表等が作成され、貯蔵品が管理されているか。 毎	換金性の高い貯蔵品が管理されておらず、自由に使用(流用)されていないかの確認が必要。
6. 資金移動の記帳の正確性と網羅性、妥当性の確認	6-1 預金口座等の入出金額と年金経理からの繰入金の金額は一致しているか。 毎 6-2 年金経理からの繰入金と、年金経理における業務経理への繰入金の金額は一致しているか。 毎	資金移動のタイミングを利用して資金を流用していないか、資金流用の防止・牽制の観点から確認が必要。

AUPの対象範囲と確認の趣旨③

【毎期手続又は重点領域】

掛金関係

項目	チェックポイント	確認の趣旨
7. 給与改定通知書の受領から総幹事への掛金の送金までの内部統制の整備・運用状況の確認 SAMP	7-1 加入事業所から送付されてくる給与改定通知書等は、受託機関に引き渡されているか。 重 7-2 受託機関に送付している給与改定通知書等は正確に作成されているか。 重 7-3 受託機関から指摘のあった給与改定通知書等のエラーはすべて解消しているか。 重 7-4 受託機関から送付を受けた掛金諸表に基づき、掛金の調査・決定は適切に実施されているか。 7-5 掛金の調査・決定に基づき、納入告知書は正確に作成されているか。 重 7-6 調査決定し、納付告知書を加入事業所宛に送付した時点で未収掛金を計上しているか。 重 7-7 納入告知を行った金額と債権管理簿の掛金等債権額の増加額は一致しているか。 毎 7-8 債権管理簿の掛金等債権額と総勘定元帳の未収掛金額は一致しているか。 重 7-9 掛金が収納された月に未収掛金の消去の会計上を行っているか。 重	以下の理由から公認会計士等の外部の第三者による確認が必要。 <ul style="list-style-type: none">・掛金の計算に必要となる情報が正確かつ網羅的に授受され、適切な管理の下で掛金が計算され、加入事業所に告知されているか。・資金の移動に伴い、資産の流用や送金ミス等がないか。

(注)チェックポイントの7-1～7-4は、掛金に関する業務を外部に委託している場合のものである。そうでない場合には、掛金の調査・決定が正確であるか、または調査・決定にかかる内部統制の整備・運用状況を確認することになる。

AUPの対象範囲と確認の趣旨④

【毎期手続又は重点領域】

掛金関係(続き)

項目	チェックポイント	確認の趣旨
7. 給与改定通知書の受領から総幹事への掛金の送金までの内部統制の整備・運用状況の確認(続き) SAMP	7-10 預金口座等の入金額と債権管理簿の掛金等の債権額の減少額は一致しているか。 7-11 収納済額と総勘定元帳の現金預金の金額は一致しているか。 毎 重	前項と同じ
8. 未収掛金及び掛金収入の正確性の確認	8-1 月計表、勘定元帳、債権管理簿の未収掛金の勘定残高は一致しているか。 重 8-2 掛金収入のうち、標準掛金及び補足掛金は年金経理に記帳され、正確に記帳されているか。 重 SAMP	未収掛金を利用して掛金を流用することを防止し、牽制するため確認が必要。また、資金移動のタイミングを利用して資金を流用していないかの確認を補完するため確認が必要。
9. 未収掛金の回収可能性の確認	9-1 滞留している未収掛金はないか。滞留している未収掛金が生じている場合、適切に評価されているか。 毎	長期間、回収不能な未収掛金が資産計上され、年金基金の資産が過大計上され続けていないかの確認が必要。

AUPの対象範囲と確認の趣旨⑤

【毎期手続又は重点領域】

運用資産関係

項目	チェックポイント	確認の趣旨
10. 運用資産の実在性及び記帳の正確性の確認	10-1 資産管理運用機関からの報告書と、年金基金会計帳簿との一致を確かめる。 毎	信託資産、保険資産、共済資産が以下の理由で過大(小)計上されていることを防止するため確認が必要。 <ul style="list-style-type: none">・ 実在していないあるいは著しく毀損している。・ 入力時に金額を誤る可能性がある。
11. 運用資産の評価の妥当性の把握(時価等の入手ができないもの)	11-1 運用資産に資産管理運用機関から入手した価格でのみ評価している資産が存在していないか確認する。なお、監査法人等から年次報告書付きの監査報告書の直送を受けている資産を除く。 毎	年金資産に評価の裏付けが弱い資産がどの程度含まれているのかの確認が必要。

AUPの対象範囲と確認の趣旨⑥

【毎期手続又は重点領域】

給付関係

項目	チェックポイント	確認の趣旨
12. 給付請求と支払に関する内部統制の整備・運用状況の確認 SAMP	12-1 加入事業所から送付された資格喪失届の内容が加入者原簿に記載されているか。 重 12-2 年金基金は規約に基づく給付額の計算を行い、受託機関から送付を受けた給付額の計算結果を検証しているか。 重 重 12-3 退職者からの給付金請求の申出に基づき裁定処理が行われ、受給権者台帳に記載されているか。 12-4 裁定処理によって決裁された給付額と給付指図書の給付額は一致しているか。 毎 12-5 受託機関に送付している給付指図書の金額と受託機関から送付を受けた出金実行報告書の金額は一致しているか。 毎 12-6 受給者の現況確認結果を受給権者台帳に反映させているか。 毎	請求のあった給付について裁定処理が行われ、当該裁定処理が正確なデータに基づいて行われているかの確認が必要。
13. 給付支払金額の正確性の確認 SAMP	13-1 受託機関より出金実行報告書の送付を受けた月に年金給付、一時金給付の会計計上を行っているか。 重 13-2 出金実行報告書の金額と総勘定元帳の年金給付、一時金給付の金額は一致しているか。 重	給付の指図が正しく行われ、出金が正確に記帳されていることの確認が必要。

(注)チェックポイントの12-2は、規約に基づく給付額の計算業務を外部に委託している場合のものである。そうでない場合には、規約に基づく給付額の計算が正確であるか、または計算にかかる内部統制の整備・運用状況を確認することになる。チェックポイント12-5は、受託機関の受託業務に係る内部統制の保証報告書を確認することにより対応可能。

AUPの対象範囲と確認の趣旨⑦

【毎期手続】

残高確認(共通)

項目	チェックポイント	確認の趣旨
14. 残高確認状の送付と確認	14-1 銀行預金残高、信託資産残高 保険資産残高と勘定残高が一致しているか。 (毎)	銀行預金残高、信託資産残高、 保険資産残高等の勘定残高が金融機関等から入手した確認結果 と一致しているかを確認することにより資産の実在性について外部の第三者の強い証拠を公認会計士等が直接入手する。資産の実在性について強い心証を得るために必要。

AUPの導入スケジュール

黒:毎期手続 赤:重点領域①(掛金関係) 青:重点領域②(業務経理及び給付関係)

		①平成31年度の決算 (実施初年度の決算)	②平成32年度の決算 (実施2年目の決算)	③平成33年度の決算 (実施3年目の決算)
業務 経理 関係	1-1			<input checked="" type="checkbox"/>
	1-2			<input checked="" type="checkbox"/>
	2-1	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	2-2	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	3-1			<input checked="" type="checkbox"/>
	4-1			<input checked="" type="checkbox"/>
	4-2			<input checked="" type="checkbox"/>
	4-3	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	5-1	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	6-1	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	6-2	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	7-1		<input checked="" type="checkbox"/>	
掛 金 関 係	7-2		<input checked="" type="checkbox"/>	
	7-3		<input checked="" type="checkbox"/>	
	7-4		<input checked="" type="checkbox"/>	
	7-5		<input checked="" type="checkbox"/>	
	7-6		<input checked="" type="checkbox"/>	
	7-7	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	7-8		<input checked="" type="checkbox"/>	
	7-9		<input checked="" type="checkbox"/>	
	7-10		<input checked="" type="checkbox"/>	
	7-11	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
運用資産 関係	8-1		<input checked="" type="checkbox"/>	
	8-2		<input checked="" type="checkbox"/>	
	9-1	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	10-1	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
給 付 関 係	11-1	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	12-1			<input checked="" type="checkbox"/>
	12-2			<input checked="" type="checkbox"/>
	12-3			<input checked="" type="checkbox"/>
	12-4	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	12-5	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	12-6	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
残高確認	13-1			<input checked="" type="checkbox"/>
	13-2			<input checked="" type="checkbox"/>
残高確認	14-1	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

※ 実施2年目以降、当面毎期手続+重点領域①と毎期手続+重点領域②を2年ローテーションで実施

サンプリングについて

サンプリング

提示したチェックポイントの中には、母集団の件数が多く、手続を実施するに当たり、サンプリングが必要となるものが存在する。AUPにおいては、契約等において、事前にサンプルでデータを抽出する方法、件数等(以下:抽出方法等)を定めておく必要がある。

(ご参考)日本公認会計士協会が公表する実務指針の抜粋

業務実施者は、特定の情報等に対してサンプリングによって手続を実施する場合、自らの判断に基づきサンプルを抽出するのではなく、合意された手続において示された、具体的かつ詳細な抽出基準、件数、方法等に基づきサンプルを抽出する。

【抽出方法等について】

抽出方法等については、母集団の性質やその発生の頻度などにより、それぞれの母集団ごとに適した抽出方法等が存在するものと考えられる。従って、一律に、具体的かつ詳細な抽出方法等を示すことは難しいと考えられる。

一方で抽出方法等については、事前に定めておく必要があることから、契約前にAUP実施者が専門的観点からサンプルを決定しておき、合意された手續とともに契約書に記載する、または、専門的観点から個々のサンプルの具体的な抽出方法を個別具体的に契約書に記載しておく。

【サンプルとするデータの抽出件数】

抽出方法等のうち、サンプルとするデータの抽出件数については、その発生の頻度や母集団を構成する構成要素の数等によって、すべての母集団に対して同数のサンプルを求めるることは有効かつ効率的でないと考えられる。そのため、日常反復的に発生する取引(*)、日次、週次、月次、四半期、年次等の母集団の発生頻度に従いサンプル数を決定してはどうか。サンプルの件数については、例えば財務報告に係る内部統制の監査において抽出するサンプル数を目安とすることが考えられる。

(*)企業会計審議会により制定された財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準では、日常反復継続する取引については、少なくとも25件のサンプルが必要と例示がされている。

(参考)企業会計審議会及び日本公認会計士協会公表資料のサンプル数の例示

企業会計審議会

財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準 Ⅲ. 財務報告に係る内部統制の監査からの抜粋

…基本的に、監査人自ら選択したサンプルを用いた試査により適切な証拠を入手する方法で行われる(例えば、日常反復継続する取引について、統計上の二項分布を前提とすると、90%の信頼度を得るには、評価対象となる統制上の要点ごとに少なくとも25件のサンプルが必要になる。)。

日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第82号 報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱いからの抜粋

付録2 統計的サンプル数の例示

許容誤謬率が9%、サンプリングリスクが10% (信頼度が90%)、予想誤謬率が0%である場合のサンプル数は、次の表の枠囲みのとおり。

運用評価手続のための統計的サンプル数

		許容誤謬率										
		2%	3%	4%	5%	6%	7%	8%	9%	10%	15%	20%
	0.00%	114 (0)	76 (0)	57 (0)	45 (0)	38 (0)	32 (0)	28 (0)	25 (0)	22 (0)	15 (0)	11 (0)

(参考)米国公認会計士協会が公表するサンプル数の例示

Table 3-1

許容誤謬率及び信頼度リスクのサンプル数への影響 (予想誤謬率0%、大規模母集団)

Effect on Sample Size of Different Levels of Risk of Overreliance and Tolerable Rate of Deviation^{fn 8}
(Expected population deviation rate = 0; large population)

Tolerable Rate of Deviation (%) 許容誤謬率	Sample Size—10% Risk of Overreliance サンプル数—信頼度10%	Sample Size—5% Risk of Overreliance サンプル数—信頼度5%
10	22	29
5	45	59
1	230	299

Table 3-5

小規模母集団でのテストの有効性 Testing Operating Effectiveness of Small Populations

Control Frequency and Population Size 頻度、母集団サイズ	Items to Test テスト項目数
Quarterly (4) 四半期	2
Monthly (12) 月次	2-4
Semimonthly (24) 準月次	3-8
Weekly (52) 週次	5-9

出典:米国公認会計士協会 監査ガイド
※ 日本語は厚生労働省による仮訳

AUPの実施が望まれる項目

以下の手続は、会計監査の観点からはAUPの実施が望まれるものである。

運用資産及び運用資産関連損益項目

- ア. 運用基本方針等の所定の規程類の整備と承認の確認
- イ. 資産管理運用機関の採用・解約の手続の確認
- ウ. 自家運用を行う場合の運用資産の評価の妥当性の確認
- エ. 信託契約、投資一任契約、保険契約等の有効性
- オ. 運用資産の評価の妥当性の確認(時価等の入手が可能なもの)
- カ. 自家運用実施の場合の内部統制の整備状況の確認

掛金等収入及び給付支払項目

- キ. (未収掛金の入金時における)帳簿金額と入金額の不一致の原因調査手続の確認

その他

- ク. 資産管理運用機関を含む外部委託先の管理状況の確認
- ケ. 関連当事者取引の妥当性の確認

AUPの位置付けと監事監査

監事監査(企業年金基金監事監査規程要綱から抜粋)

「監事の監査は、確定給付企業年金法第22条第4項の規定に基づいて、企業年金基金の業務の適性かつ能率的運営を図ることを目的として行うもの」とされ、定例監査は、「次に掲げる事項のすべてについて行うもの」とされている。

- | | |
|----------------------|--|
| (1) 諸法令、諸規則等の実施状況 | (6) 資産の取得、管理及び処分に関する事項 |
| (2) 事務能率及び経営合理化の状況 | (7) 納付の算定基礎となった納付等の決定及び納付の裁定等の処分に関する事項 |
| (3) 事業計画の実施状況 | (8) 決算に関する報告書及び事業報告書に関する事項 |
| (4) 経理及び掛金に関する事項 | |
| (5) 積立金の管理及び運用に関する事項 | (9) その他業務の執行に関する事項 |

AUPの位置付けと監事監査の関係

AUPは監事監査を補完するものである。監事監査が十分に機能している場合であっても総合型DB基金内部の監事が実施した作業結果を外部の公認会計士が確認することで信頼度が高まり、機能していない場合は、監事監査の機能の向上及び基金の内部統制の改善が期待される。

□ 監事監査が十分に機能している場合

⇒ 総合型DB基金で実施した作業結果(基金内部の監事監査も含む)の信頼度が、(基金外部の)独立性が確保された公認会計士が確認することで高まる。また、AUPにかかる費用の低減要因となる。

□ 監事監査が十分に機能していない場合

⇒ 総合型DB基金にとって重要と考える内部統制の改善または監事監査の機能の向上につながる可能性が高い。

行政機関によるAUP実施結果の確認

行政機関による監査

確定給付企業年金制度における行政機関の監査については、確定給付企業年金法第101条及び102条に規定されており、総合型DB基金に対する行政機関の監査は、3年に1度、以下の項目について実地監査を行い、必要な指導を行うこととしている。

（確定給付企業年金法第101条、102条及び厚生年金基金及び確定給付企業年金の監査等について

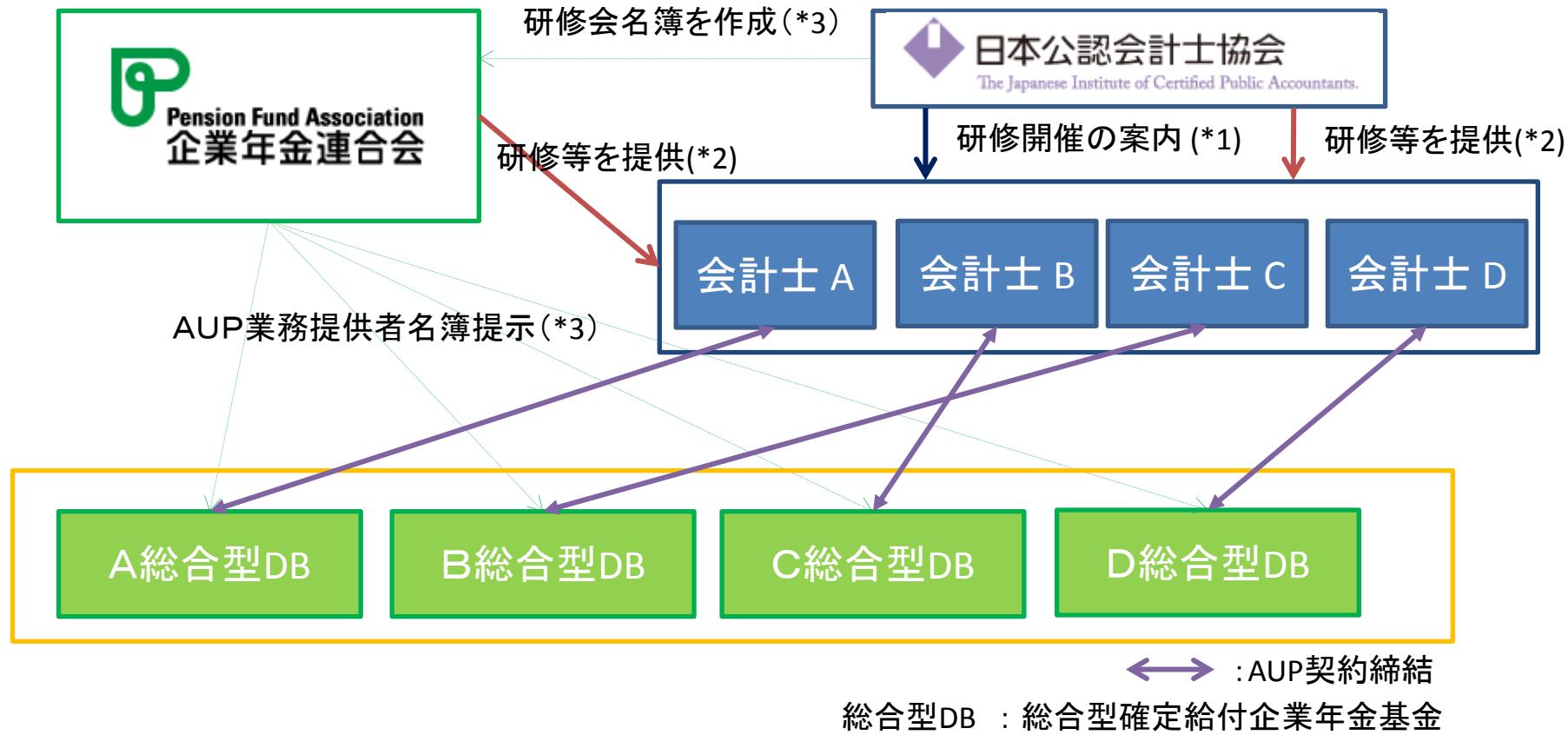
（平成28年10月11日年企発1011第1号）

- ア 代議員の選定方法、
- イ 代議員会の運営状況、
- ウ 掛金の設定及び収納状況、
- エ 加入者の情報開示、
- オ 資産運用委員会の設置及び開催状況、
- カ 個人情報取扱規定に沿った運用 等

行政機関によるAUP実施結果の確認

個別の各総合型DB基金におけるAUPの実施結果については、例えば行政機関における監査の際に提出を求め、実施結果を確認することで行政監査の参考にすることを想定。

AUP業務提供者の確保について(名簿作成スキーム(イメージ))



- (*1) 日本公認会計士協会(以下:JICPA)は、会員である公認会計士に対して、『総合型DBへのAUP』に関する研修会が開催されること及び研修を受講した者をリストアップすることについて案内。
- (*2) 企業年金連合会(以下:企年連)とJICPAは相互に連携し、企業年金の実務に関する研修、AUPに関する研修などを企画・提供する。
- (*3) JICPAは、JICPAが実施した研修の受講が完了した者を本人承諾のもと、リストアップし、当該リストアップした名簿を企年連へ提出する。企年連は提出を受けた名簿をもとに企年連が開催した研修も含む上記(*2)で予定したすべての研修を終了したものリストアップし、当該名簿を総合型DBへ提示する。

※ 厚生労働省は本スキームの構築の調整及び研修内容の検討に関与する。

4. AUPを導入した場合の推定コスト

AUPにかかる費用について ①

- 「公認会計士が受取るべき報酬は、提供したサービスに相応する金額を、実際に使用した時間等をもとに受取る制度とすることが合理的」とする見解(日本公認会計士協会「監査報酬算定のためのガイドライン」(平成15年10月)より引用)より、AUPのコストは例えば以下のように推測できるのではないか。

費用推計(A×B×C+D)	時間当たり単価(A)	手續当たり平均時間(B)	AUP実施時の手続数(C)	監査契約等にかかる間接コスト(D)
$\alpha \times \beta \times \gamma + \delta$	α 円	β 時間	γ	δ 円

推計にあたっての前提条件

例えば、手續当たり平均時間が1.5時間で総平均単価使用 ⇒ 20手續: 35万+δ、30手續: 52万+δ
平均時間2時間で総平均単価使用 ⇒ 20手續: 46万+δ、30手續: 69万+δ

○手續当たり平均時間:

AUPチェックポイントに対して一つ手續を実施した場合にかかる時間(1チェックポイントに対して1手續を実施する場合もあれば、複数のチェックポイントに対してまとめて一つの手續を実施することも考えられる。)

○間接コスト:

契約締結、AUP実施計画、監査法人内の報告前審査等にかかる間接コスト。各監査法人及び契約当事者である基金の状況によって要する時間が大きくなるため、見積りが困難(契約締結時に必要となる総合型DB基金及び加盟事業所に対する独立性チェック等に大きな差があること)

※ 時間当たり平均単価は監査チームメンバーの役職等の構成及び時間に占める割合によって大きく左右されることに留意が必要。

【参考】日本公認会計士協会が公表している監査実施状況調査(平成28年度)より抜粋

平成28年度 監査区分ごとの総計表

監査区分	会社数	監査の実施状況					監査時間数					監査報酬		
		人數総計	1監査対象当たり人数の平均			監査時間総計	1監査対象当たり時間の平均			監査報酬総額(千円)	1社当たり平均(千円)	時間当たり平均単価(円)		
			監査責任者	補助者等	計		監査責任者	補助者等	計					
金商法(個別のみ)	648	8,559	1.9	5.9	5.4	13.2	1,056,239.3	205.9	867.2	556.8	1,630.0	11,378,423 (4.5%)	17,559	10,773
金商法(連結あり)	3,253	72,481	2.2	9.3	10.8	22.3	13,724,889.6	398.2	2,237.5	1,583.4	4,219.1	157,672,523 (62.9%)	48,470	11,488
会社法	5,698	74,445	1.7	5.5	5.9	13.1	5,415,200.5	80.9	482.3	387.1	950.4	64,938,937 (25.9%)	11,397	11,992
信金・信組・労金	363	5,201	2.0	6.6	5.7	14.3	384,533.9	150.6	621.4	287.4	1,059.3	3,890,145 (1.6%)	10,717	10,117
学校法人	5,291	20,890	1.2	1.5	1.2	3.9	692,217.1	50.6	47.4	32.8	130.8	8,827,972 (3.5%)	1,668	12,753
特定目的会社	424	2,951	1.2	3.0	2.8	7.0	39,871.2	7.6	38.5	48.0	94.0	547,850 (0.2%)	1,292	13,741
投資事業有限責任組合	757	5,723	1.4	3.5	2.7	7.6	63,046.1	7.9	42.7	32.7	83.3	767,422 (0.3%)	1,014	12,172
独立行政法人	75	1,530	2.3	8.3	9.8	20.4	123,343.9	92.1	916.5	636.0	1,644.6	1,096,065 (0.4%)	14,614	8,886
地方独立行政法人	54	876	2.1	7.5	6.6	16.2	40,695.8	51.4	457.4	244.9	753.6	376,740 (0.2%)	6,977	9,257
国立大学法人等	91	1,395	2.3	7.3	5.7	15.3	84,478.6	82.3	578.8	267.2	928.3	726,053 (0.3%)	7,979	8,595
施設型給付費を受ける教育・保育施設等	738	2,135	1.1	0.8	1.0	2.9	39,889.5	29.7	7.4	16.9	54.1	426,940 (0.2%)	579	10,703
総計又は総平均	17,392	196,186	1.6	4.7	5.0	11.3	21,664,405.4	130.0	647.7	467.9	1,245.7	250,649,070	14,412	11,570

(留意事項)

- 手續当たりの平均時間は、総合型DB基金の内部統制及び事前準備で大きく異なることがある。
- 報酬の計算方法は、今まで事務局が独自に推測したものであり、各監査法人、公認会計士等の方針や考え方により異なると考えられる。

AUPにかかる費用について ②

AUPの実施にかかる時間についての考察

AUPは監事監査を補完する位置づけのものとして実施される(P42参照)。したがって監事監査においてAUPのチェックポイントが確認されており、その確認記録などの文書から、それが適切に実施されているとAUP実施者によって判断された場合には、AUPの実施時間は縮減すると考えられる。その結果、AUPの費用も、時間の縮減に応じて減少する(*)と考えられる。

(*)監事監査におけるAUPチェックポイントの確認状況については、初年度契約前に十分確認することは一般的に困難であるため、監事監査の有効性等に伴う費用削減効果は、基本的には2年目以降に反映されるものと考えられる。なお、AUPの実施にかかる時間は、基金の規模や業務の運営実態、監事監査の実施状況、資料の保管状況によって大きく異なることに十分に留意が必要である。

AUPにかかる費用について③

○パイロット・テストの実働時間(平均)を踏まえ、AUPにかかる時間の推測を行った。

【時間推測にあたっての留意事項】

- 以下に記載する推測時間は、あくまで、パイロット・テスト先の平均時間を踏まえた推測であり、すべての基金に当てはまるとは限らないことに留意が必要。
- パイロット・テストにおいては、通常サンプリングが必要なテストについて、サンプルデータを1件のみ抽出した。以下の見積もりでは想定されるサンプリング件数を乗じて推計した。
- 数値は簡便化のため、小数点未満を四捨五入している。

項目	時間
事前準備(*1)時間(実際にかかった時間の平均時間) (*1)合意された手続(案)及び資料依頼リストの作成等	5(時間)
ヒアリングにかかった時間 (実際にかかった時間の平均時間)	8(時間)
手続の確定及び調書の作成に要した時間(補助者の時間含む)(実際にかかった時間の平均時間)	12(時間)
結果報告(実際にかかった時間の平均時間)	1(時間)
小計	26(時間)
サンプリングをする手続に追加でかかる時間 (推定時間)	10~30(時間)
報告書等の作成にかかる時間(推定時間)	2(時間)
合計	38~58(時間)
上記のほか、例えば以下のように間接コストがかかるとすれば合計 <u>55~75(時間)</u> になる。	
・ 独立性の確認、契約文言の策定(AUPの策定を含まず)	5(時間)
・ 計画の策定	2(時間)
・ 審査等の品質管理にかかる時間	10(時間)

○ 日本公認会計士協会が公表している監査実施状況調査(平成28年度)における総平均単価(11,570円／時間)を適用し、かつ左記に記載する間接コストの例を用いた場合の試算

64万円~87万円(*2)

(*2) 契約締結、計画策定、監査法人内の報告前審査等にかかる間接コストについて、あくまで例示で計算しており、各監査法人及び契約当事者である基金の状況によって要する時間は大きくなるため、報酬金額も大きくなることになる。

(報酬の推測計算にあたっての留意事項)

- 手続についての合意に手間取る、または指摘事項が多数検出される、ヒアリングの回答が不明確である、手続の証拠として必要な資料が作成されていない等の場合には、さらに時間がかかることから、AUP実施にかかるコストも高くなりやすいことに留意が必要。
- 報酬の見積りは、あくまで事務局において、パイロット・テストの結果に基づき推測したものであり、各監査法人、公認会計士等の方針や考え方を反映したものではない。

※個々の基金の内部統制の整備状況によってAUPにかかる時間及びコストが、大きく左右されることに留意が必要。

AUPにかかる費用について ④

年金経理から業務経理への繰入れ

年金経理から業務経理への繰入れについては、加入者及び受給者の給付を確保する観点から、年金経理に剩余がある場合に、繰入れを行わなければ、基金の事業の実施に支障を来す場合その他やむを得ない場合に限り認められている。

(確定給付企業年金法施行規則第111条)

そのため、例えばAUPの実施初年度において、

- ① 当初の想定以上にAUP実施の費用がかかってしまった場合
- ② 実施費用捻出のための事務費掛金の引き上げ・徴収が間に合わずに業務経理において不足が発生した場合

などで、年金経理に剩余があり、繰入れがやむを得ない場合には、年金経理から業務経理へ繰り入れ、AUPの費用を支出することも考えられる。